

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係 沖縄返還協定放棄請求権

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43688

(1.)

關係各省市議會
51.12.10
②

いわゆる沖縄における対米請求権問題の処理について

1. 請求権問題の概要

いわゆる対米請求権問題の内容は、一般的には終戦後から沖縄返還までの間(米国統治期間)に沖縄県内で日本国民が被った損害に係る米国又は米国民に対する損害賠償又は損失補償請求権を、沖縄返還協定第4条第1項により国が放棄したことにより損失を被ったとして、国に補償を求めているものとされている。

しかしながら現実には提起されている問題はこれに留まらず、平和条約で放棄されたと思われるもの、現地法令によつては救済の対象とならなかつたもの、第一次的には米国が処理したがこの内容に不服なもの、又は戦争行為による損失等が含まれており、その内容は複雑である。沖縄返還時において国が措置したものの外は懸案となっており、具体的な要求は、沖縄返還協定放棄請求権等補償

5/11/30
CGG

推進協議会及び沖縄県漁業協同組合連合会が取りまとめて国に補償を
要求している。(別添参照)

2. 現在までの処理経過

(1) 沖縄国会等による政府答弁

(2) 昭46.9.3 沖縄復帰対策要綱(第3次分)

(3) 昭47.5.13 沖縄の復帰に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置等に関する
法律第3条

(4) 昭47.5.15 沖縄返還協定第4条第2,3項

(5) " 海没地の問題の解決に関する交換公文

(6) 昭48.8.6. 了解事項

(7) 昭51.8月. いわゆる沖縄における対米請求権問題実態調査報告書

3. 調査結果の概要 別添「いわゆる沖縄における対米請求権問題実態調査概要」

いわゆる沖縄における対米請求権問題実態調査概要

昭和51年7月

防衛施設庁

1 調査目的

この調査は、いわゆる沖縄における対米請求権問題の実態を調査し、今後国において適切な措置を講ずるための基礎資料とすることとを目的としたものである。

沖縄における対米請求権の法的側面については、平和条約第19条、沖縄返還協定第4条による対米請求権の放棄——日本国民の対米請求に関する日本国の外交保護権の放棄——に伴う国の補償責任の有無等、法律上の論点等めぐって今後大いに検討されるべきと考えられる。また、国が何らかの政策的措置を行うとしても、布令60号等による既補償事例との関連、被害者本人による立証の困難性等、今後解決すべき問題は数多いと思われる。

なお、調査結果に基づく処理方針等については、今後関係省庁協議の上決定されることとなる。

2 調査の根拠

いわゆる沖縄における対米請求権問題については、内閣官房、沖縄開発庁及び防衛庁間の了解事項により当面防衛施設庁が中心となり沖縄開発庁の協力の下に調査を行い、実情の把握に努めることとなっており、本調査はこれに基づき実施されたものである。

3 調査対象

いわゆる請求権問題の範囲は必ずしも明確にされていないが、考えられるものとしては、

(1) 軍用地に係るもの

ア 土地の形質変更に係るもの

イ 基地接收に伴い、通常生ずる損失で補償対象とならなかったとするもの

ウ 林野への入会制限による損失に係るもの

エ 土地賃借料未払分に係るもの

(2) 漁業の操業制限による漁業者の損失に係るもの

(3) 基地公害に関するもの

(4) 米軍人等の不法行為による人身財産損害に係るもの

(講和発効前の人身被害で、高等弁務官布令60号による補償減れ事業については、すでに立法措置済み。)

(5) その他

の項目が挙げられる。

沖縄返還協定放棄請求権等補償推進協議会から第1次(昭49.7.15.)及び第2次(昭50.2.15.)分として補償要請のあった次の13項目及び沖縄県漁業協同組合連合会を中心に要請が提起されている漁業補償は、大体上記項目の内容に合致しているものと考えられるので、これらを中心に昭和51年3月31日までに当庁において知り得た要請事業について調査を実施した。

ア 沖縄返還協定放棄請求権等補償推進協議会から補償要請のあったもの

項目	要請件数・金額	要請内容
1 残地補償	上段 - 件数(件) 下段 - 金額(円) 2,227 1,366,703,959	米軍の土地等の接收により一筆地のうち、接收されない部分が面積過少、奥行短少、不整形等の制限を受け利用価値が減少したとして補償要求しているもの
2 離作補償	17,148 57,625,131,149	米軍が農地を接收したため離作を余儀なくされ農業経営上損失をこうむったとしてその損失を補償要求しているもの
3 水利補償	1,954 456,872,878	米軍が水源等を接收したため、従来の飲料、農業用水源の利用が制限又は禁止され若しくは不能となり、これに伴って生じた損失の補償を要求しているもの

4 入会補償	901 181,037,507	米軍が演習場等を使用したことにより、入会慣行等による立入が制限されたため林野雑産物の採取が阻害されたとして補償を要求しているもの
5 土地復元補償	11,669 12,884,676,012	米軍の使用により、土地の形質が変更され従来の用に供するには復元措置を要するとして復元に通常要する費用を要求しているもの
6 管理費補償	5,531 2,991,888,813	(5) 及び (7) により復元措置を必要とする期間は、その土地を従来の用に供することが出来ないとその間の地代相当額を要求しているもの
7 境界設定補償	9,870 374,090,991	米軍使用中の形質変更により土地の筆界が不明となったものの筆界確定に通常要する費用を要求しているもの
8 土地使用料補償	24,375 10,725,013,696	米軍は復帰までの27年間に領軍として、あるいは施政権者として広大な土地を接収し種々な形態でこれを利用し、この

			同土地使用料は布告及び布令に基づいて支払われたが、その際の落ちこぼれに対する補償を要求しているもの
9 近傍財産補償	662	233,699,485	基地の設置運用に伴い、基地周辺の近傍財産に被害を与えたとするもので、主として基地公善的な被害に対し補償を要求しているもの
10 地上物件補償	4,1649	7,539,664,196	主として占領期間中、米軍の基地建設等に伴い破壊された家屋、墳墓、石垣、井戸等又は伐採された立木竹立木等について補償を要求しているもの
11 漁業補償	5,005	14,679,118,677	終戦から講和条約発効までの期間に係るもので布令60号による補償請求をしなかったものを中心に補償を要求しているもの

12 復帰前の米 車賠償委員会に よる却下等事案 補償	167 985,010,831	講和後米軍人等の不法行為により人身又は財産に被 害を受けたもので米車賠償委員会から却下された事案に ついて補償要求しているもの
13 米園土地損 害賠償請求審 査委員会による 却下等事案補 償	236 1,822,062,356	米園土地損害賠償請求審査委員会から請求が却下された 漁業補償事案について補償を要求しているもの
14 その他	2 3,985,020,865	特殊事案に対する補償を要求しているもの
合計		

12,496件
115,850,191,465円

4 沖縄県漁業協同組合連合会を中心に補償要請のあったもの

項目	要請件数金額	要 請 内 容
漁業補償	6,470 件 (45 事業) 51,442,015,685 円	沖縄における米施政期間中米軍による漁業の制限 又は禁止により、沖縄県漁業者は漁業経営上の損失を こうむったが、一部の例外を除き何等の救済措置を受 けておらず、これに対する補償を要求しているもの

5 調査概要

- (1) 沖縄返還協定放棄請求権と平和条約による放棄請求権との関係
沖縄返還協定による放棄請求権問題を検討するに当たって、わが国が

平和条約第19条によって放棄した請求権との関連を考察する必要がある。
 この点に関し、平和条約第19条の解釈として同条にいう「日本国」及び「日本国
 領域」に沖縄が含まれ、日本国の「国民」に沖縄県民が含まれることからわが
 国が平和条約第19条(a)項によって放棄した請求権のなかには沖縄の住民
 に関するものも含まれるというのが従来からの政府の解釈である。

従って、沖縄返還協定第4条1項によって放棄された請求権は、講和
 発効後復帰までの間の請求権と考えられ、要請事業について、沖縄返還協定
 放棄請求権と平和条約による放棄請求権との関係を調査したところ次のとお
 りである。

調査件数中

沖縄返還協定による放棄請求権	2,283 件	20 %
平和条約第19条による放棄請求権	30,375 件	77 %
その他	防衛施設庁 1,035 件	3 %

調査結果から明らかのように沖縄返還協定による放棄請求権は20%にすぎず、あとは平和条約による放棄請求権である。これは、今後本問題を検討する上で一つの重要な問題点になると考えられる。

(2) 調査対象施設の整理と請求項目との関連

補償要請事業のうち土地に関するものは、請求項目相互間に関連があるため、施設を中心に整理を行った。このため先ず調査対象施設を(ア)復帰前返還施設 (イ) 復帰後も引き続き提供された施設 及び (ウ) 旧軍道の3つに大別した。

このうち(ア)については一般に古い施設が多く、なかには施設名さえ定かでない施設が相当数含まれていたため、これらを整理し、施設名不明のものについては所在地名、使用目的等を考慮して名称を付し、施設ごとに一連番号を付して今後の整理に便ならしめた。

(3) 請求項目別の調査結果の概要は次のとおりである。

(a) 残地補償

施設の残地と道路(車道)の残地に2大別される。請求件数の79%が道路残地であり残りが施設残地等である。請求対象地の大部分は地籍未確定地であるが、請求は地籍確定地を含め小字マップでなされており、現地において被害事実の立証が出来ず^(現状と合致しない)真実の被損失者及び損失の内容について把握することが不可能である。従って小字マップでなされた請求により補償措置を講ずるとは実際の土地の形状及び所有者が異なる等のため将来無用の混乱を起す恐れがあり適当でない。又、旧車道は現在すべて国道又は県道になっており、それぞれ関係機関において遺地補償等の措置が逐次進められているので、これらの関連で措置を検討すべきものと考えらる。

(b) 離作補償

離作補償は元来農地を買収する場合に離作料として当該土地の平均農業収益を一定期間補償することと内容としたものであるが、「公衆用地の取得に伴う損失補償基準要綱」では農業廃止の補償(同要綱第54条)として規定されており、農業を廃止する場合転業に通常要する期間従前の所得相当額を補償することとしている。

本要請の場合は、農地を使用する場合であり、米軍の復帰前の農地に対する借料は農業収益を基礎としており、当該土地において農業を営んだ場合通常得られる収益を補てんすることと内容としているものと思われるので、離作補償の概念は理論上成立しないものと考えられる。万一その場合の借料額に問題があったとしても、それはあくまで借料額の高低の問題と考えられる。又、離作補償請求地の約17%は黙認耕作地であり、これらはいずれも本要請の対象外となる。

(c) 水利補償

飲料用水と農業用水から成り立っており、いずれも米軍の土地接收に伴い、水源の使用不能又は水量減少等の被害が生じたとしているものである。

飲料用水については代替施設の建設費用又は用水料金の差額を、農業用水については農業収益の減少分を請求内容としている。被害事実の明らかでないものについては何らかの措置が必要と考えられるが、事業が互いため更に内容の調査が必要である。

(d) 入会補償

入会権は、元来一定地域の住民が一定の山林原野を共同で管理し共同で収益する権利であるとし、その利用の形態は次の二つに大別されている。ア 入会権者が入会団体の規制の下に共同して入会地から収益する共同利用形態

イ 入会団体が造林・植林事業などを行い、団体としてその産物を取
得する直轄利用形態

ウ 入会団体が入会権者でない者との契約によって入会地の利用を認
める契約利用形態

エ 入会地を分割して個々の入会権者の個別的利用に委ねる分割利
用形態

本要請の内容を検討するに入会の形態が上記のいずれにも適合せず、極
めて個人的色彩が強く団体性が稀薄であり、このため、入会慣行の実態
を把握できる立証資料がなく、当該慣行が入会権といえるかどうか本質
的な解明が必要である。

(e) 土地復元補償

土地の復元補償は、米國統治期間中も関係法令が比較的整備されてお

特に布令20号以降は大体米側により補償措置がなされ、復帰後も返還協
定4条2項、3項事業については引き続き米側により補償措置が行われて
いる。従って、本請求の大部分は昭25.7.1以前の形質変更であり、布令60
号の際補償請求しなかった事業である。要請事業の中には被害時期が
戦中か戦後か正確に把握できないものがあり、又現在ほとんどが自力回復
され農地、宅地等に利用されている現況である。未補償事業については何等
かの措置が必要と考えられるが、上記の事情から今後個々の事業について
被害原因、被害時期及び被害状況の確認が必要である。

(f) 管理費補償

米軍の借料支払は一括払い方式であり、施設が中途返還になった場合でも
支払済借料は償還していないこと、管理費補償に対応する土地復元境界設
定の実態が不明確であること等から、本補償項目の取扱いについては、更に本

質的な検討が必要である。

(g) 境界設定補償

沖縄における地籍確定作業は、復帰前は琉球政府立法第105号(1957.11.14.)「土地調査法」により実施され、復帰後は防衛施設帯と沖縄開発帯が復帰後も引き続き防衛施設帯となった地域とそれ以外の地域をそれぞれ分担して実施している。この作業は、復帰後時日の経過と共に順次軌道に乗り、現在順調に進められている。このなかには本請求の対象地も含まれているので、地籍確定作業の実施によって本問題は解決されることとなる。

なお、一部自力で境界復元を実施したものの成果の取扱いも含め、今後検討する必要がある。

(h) 土地使用料補償

請求内容は、

ア 昭20.8.16.～昭25.6.30.の間の布令60号未補償事業

イ 昭25.7.1.～昭47.5.14.の間の布令20号等未補償事業

に大別される。このうち、アの請求が大部分であり、いわゆる黙契成立時
(昭25.7.1.)以降の事業は少ない。ただし、アのうち終戦後約1年間^(40年)

(昭20.8.16.～昭21.12.31.)の分については、布令60号補償の際米琉南
で審議(キヤウエイ委員会)の結果補償の対象としないことに決定しているの

当時の事情を調査する必要がある。請求地の大部分は現在農地等に
利用されており、当時の痕跡もなく、米軍使用事実の確認が困難であり、

今後使用事実と範囲等について個別に調査する必要がある。

(i) 近傍財産補償

米軍施設の設置又はその維持運営若しくは米軍の訓練等が原因となって
基地近傍の財産に損失を与えたとするもので、基地公善的な事業である。

被害原因が多岐にわたっている一方被害態様も農耕阻害、農業休耕、土地の形質変更、土地の利用不能から墓の移転、商店売上減少等まで広範囲に及んでおり、被害内容の把握が極めて困難であり、今回の調査では被害事実の存否を確実に判定出来るまでには至っていない。又、検討するに当たっては、本土におけるこの種の補償事例の補償対象年度をも勘案する必要があり、なお、要請事案の中には米軍の不法行為に起因するものが含まれており、今後更に事実関係の究明が必要である。

(j) 地上物件補償

沖縄の米軍基地の建設はほとんど終戦から講和発効までの間に行われたが、この建設に伴い家屋、墳墓、石垣等が破壊され、果樹、立木竹立木等が除去されたとするものである。これらの地上物件の補償は軍令60号で措置されたが、その際未請求の事案があるとして補償要請されたものである。

事案がいずれも多く終戦当時のものが多いため、被害時期、被害内容等の立証について今後なお検討が必要である。

(K) 漁業補償

復帰前米軍は沖縄近海に広汎な演習水域を設定し、射爆撃や艦船の演習等の水域に使用してきたが、漁業補償については水産業に対する認識に乏しい国民性のためか全然配慮せず、わずかに布令60号で恩恵的措置をとったにすぎなかった。このため、沖縄県の漁民は復帰前琉球列島米園土地裁判所に損害賠償の請求を提起したが読谷漁協の事例につき基本的には請求者に漁業権がないとの理由で請求が却下された(一番昭45.12.14上告番昭47.1.12.)復帰後琉球列島米園土地裁判所の後任機関である米園土地損害賠償審査委員会において、その他の漁協の請求分についても同様の理由で請求が却下されている。

5
0
2
1

1
1

漁業については明らかに米軍演習による被害の事実が存在するにもかかわらず、米側は復帰前布令60号によって一部の補償を実施したのみであり、特に講和後の損害については何等の措置も講じていないことから救済措置の必要があるものと判断される。

(1) 不法行為による人身財産損害

米軍人等の不法行為による人身及び財産損害の実態調査は、了沖縄返還協定放棄請求権等補償推進協議会からの要請分及びイ那覇防衛施設局が被害者等の陳情から知り得た事案を対象に実施した。今回の調査は今後の調査における基礎資料を確保することを主眼として実施したが、現在の段階では事実関係について立証困難なものが大半である。

特に立証資料を米軍に依存する場合が多く、今後米軍関係及び警察の保存資料の収集等を行い、個々の事案について事実関係を明確にする必要

がある。

(m) その他

石田豊太郎氏ほか3件の特殊事案がある。いずれも事実関係に不明確な点があり、引き続き調査が必要である。

(4) 調査の結果、全般を通じ共通する問題として次のような点が明らかになった。

(a) 補償体系自体が成り立つかどうか疑義のあるもの

本土との制度上の相違等から補償を受けなかったとして補償要請のある事案の中には、名目的にはともかく実質的には借料あるいは補償措置等で補てんされているものがあり、今後米施政権時代の補償内容、積算根拠等を更に調査し取扱いを検討する必要がある。

(b) 米施政権時代の補償と重複している恐れのあるもの

請求項目によっては事案そのものが米側の補償と重複している恐れもあり、米施

政権時代の補償記録(DFカード)との照合を必要とする。

(c) 地籍が不明確であるため、現地との照合が困難であるもの

補償申請エリア内地域の一部が既に新地籍になっている場合も補償請求は旧地籍で行っているものがほとんどである。従って、被害者と申請者が異なっている場合、こゝらの取扱いをどうするのか問題がある。

(d) 要請事業の損害額評価時点が区々であり統一がとれていないが、処理に当たっては補償理論、過去の補償等実例、(布令60号、講和前人身被害見舞金)等、慎重に検討する必要がある。

(e) 講和前の事業が多いため、事実確認が極めて困難であり、関係市町村等でもこゝらを支証する資料等が乏しいこと。

調査の結果判明した主要な問題点は以上の通りであるが、沖縄返還協定、平和条約による請求権の放棄——日本国民の対米請求に関する日

本国の外交保護権の放棄——に伴う国の補償責任の有無等については、私有財産に対する補償等の法律上の論点等をめぐって今後大いに検討されなければならないと考えられる。

なお、調査結果に基づく処理方針等については、今後関係省庁協議の上決定されることとなる。

文米請求権にかかる法律上の問題点について

1. 「請求権の放棄」とは外交保護権の放棄とわかれるから「dispositio」外交保護権を放棄可なりと云うこと。 (外交保護権を放棄した国はF3 結果は否)

2. 条約に於て対外的に請求権 (外交保護権) を放棄した場合政府は被害を受けた国民に対して賠償を行つた法的義務が生ずるから、予ての平和条約による放棄と逆遷協定による放棄とは異なる。

3. 逆遷協定は各正に於て請求権を留保したものと見做す。
4. 戦後米軍の施政権行使に於て皇民が受けた被害は、元も亦予りかには補償の責任からして、日本政府は(2)条に訂し、補償打正賠償可法の義務を負うから、予ての平和講和前の被害と講和後の被害と取扱ひに差が認めらる。

5. 昭和31年度に政府は講和前の被害の補償として、10億円の見舞金を出し、飛行機による見舞金の性格は、この解決手段。

~~アメリカ局長~~
~~参事官~~
~~北米第一課長~~
~~条約課長~~ 法規課長

~~首席事務官~~
 沖縄における対米請求権
 問題について (ナロ)

51. 12. 21
 本 1

1. 12月10日内閣審議室において、沖
 縄における対米請求権問題(沖
 縄返還協定第4条1項に伴う国内
 措置)に關する閣僚各官會議(主
 席、内閣審議室、外務省、防衛
 省、沖縄開発庁)が開かれ
 た。

2. 冒頭田中内閣審議官は、本問題
 については法律關係及び主權在方が
 はっきりしないが、国会の取り上げられ

るなど、不安定なスタートを叩いている
 が、このほど、防衛施設庁に依頼
 して、請求内容の概要調査の結果
 がまとまったので、~~今日は~~右結果の
 報告を聴取することと並行して、これ
 を参考にしながら本問題に關する
 法律的詰めと行い、^{その後}さらに不明な
 点についての調査を行い、再度法
 律的詰めと行うという作業を繰り返し
 たから最終(1)本問題の取り扱いは
 いずれとすか、(2)どのような方法で請
 求に応ずるかについて決定を行った
 ための諮問を基地問題高層協議
 会(内閣)あつては基地等周辺問題

対策協議会(総理府)に対して行
うこととした。時間的には来年度
の予算要求に間に合うようにしたことが
このためである。

3. 次に防衛施設庁より請求
権内閣実態調査結果に関する
報告が行われた。(別添1)

4. 続いて沖縄南支庁より、別添
2の請求権にかかる法律上の
問題点が提起され、これとめぐり支庁
及び法制局より見解が示されたが、
後述の支庁と法制局との間でこの問
題につき詰めの上で文書形式で提示

することになった。
5. ついでに上記4に關し、次の通り
支庁の見解を提示することとした。

(1) (外交保護権の放棄)

~~外国に支店を
国民の請求権は、国際法上個人は国
際法上の主体となり得ないことから、相手~~

~~国の国内法上の請求権である。国家
は一般的に個人の請求権が否認され~~

~~た戦争状態や占領状態でない場合
に自国民の請求権に關し相手国政~~

~~府の責任を追究することが出来る。これが
外交保護権であるが、この放棄と
の一態様~~

~~は、相手国からその国内法上認められ
ていない外国人の請求権を否認しても~~

対米諸権限の法律上の問題点

5/1 12 23 津南

1 「諸権限の放棄」は「外交権限の放棄」とは異なるから、(世に「外交権限の放棄」は「外交権限の放棄」を意味するから) 「外交権限の放棄」は「外交権限の放棄」を意味するから、(世に「外交権限の放棄」は「外交権限の放棄」を意味するから)

(1) 外交権限の放棄は「外交権限の放棄」を意味するから、(世に「外交権限の放棄」は「外交権限の放棄」を意味するから)

「外交権限の放棄」は「外交権限の放棄」を意味するから、(世に「外交権限の放棄」は「外交権限の放棄」を意味するから)

「外交権限の放棄」は「外交権限の放棄」を意味するから、(世に「外交権限の放棄」は「外交権限の放棄」を意味するから)

「外交権限の放棄」は「外交権限の放棄」を意味するから、(世に「外交権限の放棄」は「外交権限の放棄」を意味するから)

「外交権限の放棄」は「外交権限の放棄」を意味するから、(世に「外交権限の放棄」は「外交権限の放棄」を意味するから)

(2) 外交権限の放棄は「外交権限の放棄」を意味するから、(世に「外交権限の放棄」は「外交権限の放棄」を意味するから)

「外交権限の放棄」は「外交権限の放棄」を意味するから、(世に「外交権限の放棄」は「外交権限の放棄」を意味するから)

(4条IIの「外交権限の放棄」は「外交権限の放棄」を意味するから、(世に「外交権限の放棄」は「外交権限の放棄」を意味するから)

2 「条約の締結」は「外交権限の放棄」を意味するから、(世に「外交権限の放棄」は「外交権限の放棄」を意味するから)

（以下各点、非由中法知条约以时放棄、逐逐地是以上の放棄に要するが、

(1) 外交保護権の行使に因り、領土の放棄は、

(a) 外交保護権を行使し得るべきに於て、放棄は、領土の確定に
よりその前提とせらる。

(b) 外交保護権を行使し得るべきに於て、協定に協定、因に放棄は、
領土の確定に、必要と認めらるる。一故に、放棄は、利用す

るに非ざる。

(c) 領土の放棄に因り、賠償責任は、（因に、賠償責任あり）

3 [逐逐地是 外交は、法外に留保されたるに於て、

(1) 外交は、一法外に法外に、必要と認めらるる。因に、放棄は、

領土に適用し得るべきに於て、
領土の放棄は、必要と認めらるる。因に、放棄は、

法外に留保するが、

(a) 法外に留保するが、
領土の放棄は、必要と認めらるる。因に、放棄は、

(b) 領土の放棄は、必要と認めらるる。因に、放棄は、

領土に適用し得るべきに於て、
領土の放棄は、必要と認めらるる。因に、放棄は、

法外に留保するが、

4 「戦後半軍の施政権行使は、
領土の放棄は、必要と認めらるる。因に、放棄は、

領土に適用し得るべきに於て、
領土の放棄は、必要と認めらるる。因に、放棄は、

12 憲法以下の手続きの適用の有無
13 憲法後、法律、地位

5 憲法改正案は政府は憲法改正案の補償として、10以内の恩赦
金の支給を行わなければならない。恩赦法、法律、地位

201

確認事項

1. 国の請求権は(国有財産の没収)を侵害以外に比定されるものがあるか。 1-1
2. 国際法上の規範はどうか。 1-0
3. 相手国の国内法によって否(認)されるものがあるか(放棄)の中味はどうか。それと一般の国際慣習を考慮すれば何れは否(認)か。思われるものとして国内措置を以て之を以て全面的に否(認)の旨を意味するものがある(棄権) 1-0
4. 米国土地裁判所は主として布令20号による收用通告書に基づいて受ける損害について請求権を審理する特例があると思われるか。当該布令に明示しては請求権(例として没収補償の支払)については判断を留置する場合、これら米国の国内措置による否(認)を考慮して之を以て同布令に明示してあるものとして之を否(認) (EILとどうしてあるかは)についてどうであるか。 1-0 2-0
5. 外国人の請求権に因るアメリカ合衆国の法律と日本外国補償請求法(連邦法典第10編)のどこか、これ以外に該当するものがあるか。 2-0
6. 米条約の項で処理されるべきと思われる事案で、米側は否(認)される場合、外交保護権を行使する余地があるか。 2-0
7. 期限徒過の請求権は協定により改むる請求は否(認)か。如何に可能とせしめられるか。又は被害者の責に於て権利を失うべきとせしめられるか。 2-0
8. 替在主義のありに於て沖繩に於て憲法の適用はどうか。 3
9. 協定の締結に於て沖繩居民の請求権が実現すべきものであるか(協定)事實があるか。これら協定締結による国の法的責任の問題は如何なるか。 3

沖繩

沖繩關係特別措置費の支出について

次官會議決定 昭和三十一年
閣議決定 昭和三十一年

昭和三十一年度補正予算中沖繩關係特別措置費の執行は左記により行うものとする。

記

- 一 昭和三十一年度補正予算中沖繩關係特別措置費十一億円のうち、十億円は対日平和条約発効前における沖繩の米軍による土地等の採取等に基き損失を蒙つた者に対する見舞金とし、八千万円及び二千万円は、それぞれ沖繩における外地引揚困難者及び元沖繩警察吏員等給與則該当者に対する特別支出金として、以下各項に定めるところにより支出するものとする。
- 二 前項の見舞金は、対日平和条約発効前沖繩の米軍による採取等により土地等の損失を蒙つた者に支給するものとする。
- 三 前項の見舞金の支給を受ける者の範囲及び支給額の算定方式並にその支給の手續等は、沖繩現地における沖繩軍用土地等見舞金処

22

理委員会に案を呈し内閣総理大臣があらかじめ大蔵大臣と協議してこれを審査決定する。

五 第一項の見舞金は、前項の決定に従い、沖縄軍用土地等見舞金処理委員会の認証するところにより支給するものとする。

第一項の見舞金を支給するに当つては、内閣総理大臣は見舞金受給者の委任状に基きその受領代理人に対しその見舞金を一括交付する手続によるものとする。

六 沖縄住民が蒙つている損失に関しアメリカ合衆国から損失の補償又は見舞金等を受けることとなつた場合においては、その金額のうち、第一項の見舞金として支給した額に相当する額は、これを国庫に返還又は帰属せしむるものとする。

七 第一項の外地引揚困難者に対する特別支出金は、沖縄に居住する外地より沖縄（復帰前）の奄美群島を含む。一へ引揚げた困難者に対して支給し、元沖縄県県吏員恩給規則該当事者に対する特別支出金は

元沖縄県県吏員恩給規則の適用により恩給を受けるべき者に対し支給する。

八 前項の外地引揚困難者及び元沖縄県県吏員恩給規則該当事者に対する特別支出金の支給を受ける者の範囲及び支給額の基準並びにその支給の手続等は、それぞれ現地における海外引揚者更生資金処理委員会及び元沖縄県県吏員恩給処理委員会の案に基き内閣総理大臣があらかじめ大蔵大臣と協議してこれを審査決定する。

九 第七項の特別支出金を支給するに当つては、第四項及び第五項に準じて取扱うものとする。

資料

沖南

第十八編 外事 第一章 平和条約及び万国条約（日本國との平和条約）

三（一〇）

(c) 日本國は、千島列島並びに日本國が千九百五年九月五日のポーツマス条約の結果として主權を獲得した樺太の一部及びこれに近接する諸島に対するすべての權利、權原及び請求權を放棄する。

(d) 日本國は、國際連盟の委任統治制度に關連するすべての權利、權原及び請求權を放棄し、且つ、以前に日本國の委任統治の下にあつた太平洋の諸島に信託統治制度を及ぼす千九百四十七年四月二日の國際連合安全保障理事會の行動を受諾する。

(e) 日本國は、日本國民の活動に由来するか又は他に由来するかを問はず、南極地域のいづれの部分に対する權利若しくは權原又はいづれの部分に關する利益についても、すべての請求權を放棄する。

(f) 日本國は、新南群島及び西沙群島に対するすべての權利、權原及び請求權を放棄する。

第三章

日本國は、北緯二十九度以南の南西諸島（琉球諸島及び大東諸島を含む）、薩摩岩の南の南方諸島（小笠原群島、西之島及び火山列島を含む）並びに沖の島及び南島を合衆國を唯一の施政權者とする信託統治制度の下におくこととする。國際連合に對する合衆國のいかなる提案にも同意する。このような提案が行われ且つ可決されるまで、合衆國は、領土を含むこれらの諸島の領域及び住民に對して、行政、立法及び司法上の權力の全部及び一部を行使する權利を有するものとする。

第四章

(a) この条の(b)の規定を留保して、日本國及びその國民の財産で第二條に掲げる地域にあるもの並びに日本國及びその國民の請求權（假令を含む）で現にこれらの地域の施政を行つてゐる当局及びその住民（法人を含む）に對するもの、の処理並びに日本國に對けるこれらの当局及び住民の財産並びに日本國及びその國民に對するこれらの当局及び住民の請求權（假令を含む）の處理は、日本國とこれらの当局との特別取極の主題とする。第二條に掲げる地域にある連合國又はその國民の財産は、まだ返還されてゐない限り、施政を行つてゐる当局が現状で返還しなければならぬ。國民といふ語は、この条約で用いるときはいつでも、法人を含む。

(b) 日本國は、第二條及び第三條に掲げる地域のいづれかにある合衆國軍政府により、又はその指令に従つて行われた日本國及びその國民の財産の處理の効力を承認する。

(c) 日本國とこの条約に従つて日本國の支配から除かれる領域とを結ぶ日本國所有の海底電線は、二等分され、日本國は、日本の終點施設及びこれに連なる電線の半分を保有し、分擔される領域は、残りの電線及びその終點施設を保有する。

第五章

第五條 安全

(a) 日本國は、國際連合憲章第二條に掲げる義務、特に次の義務を受諾する。

(i) その國際紛争を、平和的手段によつて國際の平和及び安全並

（輯一八二）

二十六日のポツダム宣言の第九項の規定は、またその義務が完了されてゐない限り、実行されるものとする。

(c) まだ代償が支払われていないすべての日本財産で、占領軍が占有して用いられ、且つこの条約の効力發生の時に占領軍が占有してゐるものは、相互の合意によつて別段の取極が行われなければならない。前記の九十日以内に日本國政府に返還しなければならぬ。

第七章

第七條 自國と日本國との間にこの条約が効力を生じた後各連合國は、自國と日本國との戦前のいづれの二國間の條約又は協約を一年以内に、日本國との戦前のいづれの二國間の條約又は協約を引き續いて有効とし又は復活させることを希望するかを日本國に通告するものとする。こうして通告された條約又は協約は、この條約に適合することを確保するための必要な修正を受けるだけ引き續いて有効とされ、又は復活される。こうして通告された條約及び協約は、通告の日以後三箇月で、引き續いて有効なものとみなされ、又は復活され、且つ、國際連合事務局に登録されなければならない。日本國にこうして通告されないすべての條約及び協約は、廢棄されたものとみなす。

(b) この條の(a)に基いて行つた通告においては、條約又は協約の實施又は復活に關し、國際關係について通告國が責任をもつ地域を除く外することが出来る。この除外は、除外の適用を終止することが日本國に通告される日の三箇月後まで行われるものとする。

第八章

第十八編 外事 第一章 平和条約及び万国条約（日本國との平和条約）

一九

(a) 連合國のすべての占領軍は、この條約の効力發生の後なるべくすみやかに、且つ、いかなる場合にもその後九十日以内に、日本國から撤退しなければならぬ。但し、この規定は、一又は二以上の連合國を一方とし、日本國を他方として双方の間に締結され、大若しくは締結される二國間若しくは多數國間の協定に基く、又はこの結果としての外軍軍隊の日本國の領域における駐屯、又は陸留を妨げるものではない。

(b) 日本國軍隊の各自の家庭への復帰に關する千九百四十五年七月

第六條

(a) 連合國のすべての占領軍は、この條約の効力發生の後なるべくすみやかに、且つ、いかなる場合にもその後九十日以内に、日本國から撤退しなければならぬ。但し、この規定は、一又は二以上の連合國を一方とし、日本國を他方として双方の間に締結され、大若しくは締結される二國間若しくは多數國間の協定に基く、又はこの結果としての外軍軍隊の日本國の領域における駐屯、又は陸留を妨げるものではない。

(b) 日本國軍隊の各自の家庭への復帰に關する千九百四十五年七月

第六條

(a) 連合國のすべての占領軍は、この條約の効力發生の後なるべくすみやかに、且つ、いかなる場合にもその後九十日以内に、日本國から撤退しなければならぬ。但し、この規定は、一又は二以上の連合國を一方とし、日本國を他方として双方の間に締結され、大若しくは締結される二國間若しくは多數國間の協定に基く、又はこの結果としての外軍軍隊の日本國の領域における駐屯、又は陸留を妨げるものではない。

(b) 日本國軍隊の各自の家庭への復帰に關する千九百四十五年七月

第六條

(a) 連合國のすべての占領軍は、この條約の効力發生の後なるべくすみやかに、且つ、いかなる場合にもその後九十日以内に、日本國から撤退しなければならぬ。但し、この規定は、一又は二以上の連合國を一方とし、日本國を他方として双方の間に締結され、大若しくは締結される二國間若しくは多數國間の協定に基く、又はこの結果としての外軍軍隊の日本國の領域における駐屯、又は陸留を妨げるものではない。

(b) 日本國軍隊の各自の家庭への復帰に關する千九百四十五年七月

第六條

(a) 連合國のすべての占領軍は、この條約の効力發生の後なるべくすみやかに、且つ、いかなる場合にもその後九十日以内に、日本國から撤退しなければならぬ。但し、この規定は、一又は二以上の連合國を一方とし、日本國を他方として双方の間に締結され、大若しくは締結される二國間若しくは多數國間の協定に基く、又はこの結果としての外軍軍隊の日本國の領域における駐屯、又は陸留を妨げるものではない。

(b) 日本國軍隊の各自の家庭への復帰に關する千九百四十五年七月

第六條

(a) 連合國のすべての占領軍は、この條約の効力發生の後なるべくすみやかに、且つ、いかなる場合にもその後九十日以内に、日本國から撤退しなければならぬ。但し、この規定は、一又は二以上の連合國を一方とし、日本國を他方として双方の間に締結され、大若しくは締結される二國間若しくは多數國間の協定に基く、又はこの結果としての外軍軍隊の日本國の領域における駐屯、又は陸留を妨げるものではない。

(b) 日本國軍隊の各自の家庭への復帰に關する千九百四十五年七月

第六條

(a) 連合國のすべての占領軍は、この條約の効力發生の後なるべくすみやかに、且つ、いかなる場合にもその後九十日以内に、日本國から撤退しなければならぬ。但し、この規定は、一又は二以上の連合國を一方とし、日本國を他方として双方の間に締結され、大若しくは締結される二國間若しくは多數國間の協定に基く、又はこの結果としての外軍軍隊の日本國の領域における駐屯、又は陸留を妨げるものではない。

(b) 日本國軍隊の各自の家庭への復帰に關する千九百四十五年七月

第六條

(a) 連合國のすべての占領軍は、この條約の効力發生の後なるべくすみやかに、且つ、いかなる場合にもその後九十日以内に、日本國から撤退しなければならぬ。但し、この規定は、一又は二以上の連合國を一方とし、日本國を他方として双方の間に締結され、大若しくは締結される二國間若しくは多數國間の協定に基く、又はこの結果としての外軍軍隊の日本國の領域における駐屯、又は陸留を妨げるものではない。

(b) 日本國軍隊の各自の家庭への復帰に關する千九百四十五年七月

第六條

(a) 連合國のすべての占領軍は、この條約の効力發生の後なるべくすみやかに、且つ、いかなる場合にもその後九十日以内に、日本國から撤退しなければならぬ。但し、この規定は、一又は二以上の連合國を一方とし、日本國を他方として双方の間に締結され、大若しくは締結される二國間若しくは多數國間の協定に基く、又はこの結果としての外軍軍隊の日本國の領域における駐屯、又は陸留を妨げるものではない。

(b) 日本國軍隊の各自の家庭への復帰に關する千九百四十五年七月

第六條

(a) 連合國のすべての占領軍は、この條約の効力發生の後なるべくすみやかに、且つ、いかなる場合にもその後九十日以内に、日本國から撤退しなければならぬ。但し、この規定は、一又は二以上の連合國を一方とし、日本國を他方として双方の間に締結され、大若しくは締結される二國間若しくは多數國間の協定に基く、又はこの結果としての外軍軍隊の日本國の領域における駐屯、又は陸留を妨げるものではない。

(b) 日本國軍隊の各自の家庭への復帰に關する千九百四十五年七月

第六條

(a) 連合國のすべての占領軍は、この條約の効力發生の後なるべくすみやかに、且つ、いかなる場合にもその後九十日以内に、日本國から撤退しなければならぬ。但し、この規定は、一又は二以上の連合國を一方とし、日本國を他方として双方の間に締結され、大若しくは締結される二國間若しくは多數國間の協定に基く、又はこの結果としての外軍軍隊の日本國の領域における駐屯、又は陸留を妨げるものではない。

(b) 日本國軍隊の各自の家庭への復帰に關する千九百四十五年七月

第六條

(a) 連合國のすべての占領軍は、この條約の効力發生の後なるべくすみやかに、且つ、いかなる場合にもその後九十日以内に、日本國から撤退しなければならぬ。但し、この規定は、一又は二以上の連合國を一方とし、日本國を他方として双方の間に締結され、大若しくは締結される二國間若しくは多數國間の協定に基く、又はこの結果としての外軍軍隊の日本國の領域における駐屯、又は陸留を妨げるものではない。

(b) 日本國軍隊の各自の家庭への復帰に關する千九百四十五年七月

第六條

(a) 連合國のすべての占領軍は、この條約の効力發生の後なるべくすみやかに、且つ、いかなる場合にもその後九十日以内に、日本國から撤退しなければならぬ。但し、この規定は、一又は二以上の連合國を一方とし、日本國を他方として双方の間に締結され、大若しくは締結される二國間若しくは多數國間の協定に基く、又はこの結果としての外軍軍隊の日本國の領域における駐屯、又は陸留を妨げるものではない。

(b) 日本國軍隊の各自の家庭への復帰に關する千九百四十五年七月

第六條

(a) 連合國のすべての占領軍は、この條約の効力發生の後なるべくすみやかに、且つ、いかなる場合にもその後九十日以内に、日本國から撤退しなければならぬ。但し、この規定は、一又は二以上の連合國を一方とし、日本國を他方として双方の間に締結され、大若しくは締結される二國間若しくは多數國間の協定に基く、又はこの結果としての外軍軍隊の日本國の領域における駐屯、又は陸留を妨げるものではない。

(b) 日本國軍隊の各自の家庭への復帰に關する千九百四十五年七月

第六條

(a) 連合國のすべての占領軍は、この條約の効力發生の後なるべくすみやかに、且つ、いかなる場合にもその後九十日以内に、日本國から撤退しなければならぬ。但し、この規定は、一又は二以上の連合國を一方とし、日本國を他方として双方の間に締結され、大若しくは締結される二國間若しくは多數國間の協定に基く、又はこの結果としての外軍軍隊の日本國の領域における駐屯、又は陸留を妨げるものではない。

(b) 日本國軍隊の各自の家庭への復帰に關する千九百四十五年七月

第六條

(a) 連合國のすべての占領軍は、この條約の効力發生の後なるべくすみやかに、且つ、いかなる場合にもその後九十日以内に、日本國から撤退しなければならぬ。但し、この規定は、一又は二以上の連合國を一方とし、日本國を他方として双方の間に締結され、大若しくは締結される二國間若しくは多數國間の協定に基く、又はこの結果としての外軍軍隊の日本國の領域における駐屯、又は陸留を妨げるものではない。

(b) 日本國軍隊の各自の家庭への復帰に關する千九百四十五年七月

第六條

(a) 連合國のすべての占領軍は、この條約の効力發生の後なるべくすみやかに、且つ、いかなる場合にもその後九十日以内に、日本國から撤退しなければならぬ。但し、この規定は、一又は二以上の連合國を一方とし、日本國を他方として双方の間に締結され、大若しくは締結される二國間若しくは多數國間の協定に基く、又はこの結果としての外軍軍隊の日本國の領域における駐屯、又は陸留を妨げるものではない。

(b) 日本國軍隊の各自の家庭への復帰に關する千九百四十五年七月

第六條

(a) 連合國のすべての占領軍は、この條約の効力發生の後なるべくすみやかに、且つ、いかなる場合にもその後九十日以内に、日本國から撤退しなければならぬ。但し、この規定は、一又は二以上の連合國を一方とし、日本國を他方として双方の間に締結され、大若しくは締結される二國間若しくは多數國間の協定に基く、又はこの結果としての外軍軍隊の日本國の領域における駐屯、又は陸留を妨げるものではない。

(b) 日本國軍隊の各自の家庭への復帰に關する千九百四十五年七月

第六條

(a) 連合國のすべての占領軍は、この條約の効力發生の後なるべくすみやかに、且つ、いかなる場合にもその後九十日以内に、日本國から撤退しなければならぬ。但し、この規定は、一又は二以上の連合國を一方とし、日本國を他方として双方の間に締結され、大若しくは締結される二國間若しくは多數國間の協定に基く、又はこの結果としての外軍軍隊の日本國の領域における駐屯、又は陸留を妨げるものではない。

(b) 日本國軍隊の各自の家庭への復帰に關する千九百四十五年七月

第六條

(a) 連合國のすべての占領軍は、この條約の効力發生の後なるべくすみやかに、且つ、いかなる場合にもその後九十日以内に、日本國から撤退しなければならぬ。但し、この規定は、一又は二以上の連合國を一方とし、日本國を他方として双方の間に締結され、大若しくは締結される二國間若しくは多數國間の協定に基く、又はこの結果としての外軍軍隊の日本國の領域における駐屯、又は陸留を妨げるものではない。

(b) 日本國軍隊の各自の家庭への復帰に關する千九百四十五年七月

第六條

(a) 連合國のすべての占領軍は、この條約の効力發生の後なるべくすみやかに、且つ、いかなる場合にもその後九十日以内に、日本國から撤退しなければならぬ。但し、この規定は、一又は二以上の連合國を一方とし、日本國を他方として双方の間に締結され、大若しくは締結される二國間若しくは多數國間の協定に基く、又はこの結果としての外軍軍隊の日本國の領域における駐屯、又は陸留を妨げるものではない。

(b) 日本國軍隊の各自の家庭への復帰に關する千九百四十五年七月

第六條

(a) 連合國のすべての占領軍は、この條約の効力發生の後なるべくすみやかに、且つ、いかなる場合にもその後九十日以内に、日本國から撤退しなければならぬ。但し、この規定は、一又は二以上の連合國を一方とし、日本國を他方として双方の間に締結され、大若しくは締結される二國間若しくは多數國間の協定に基く、又はこの結果としての外軍軍隊の日本國の領域における駐屯、又は陸留を妨げるものではない。

(b) 日本國軍隊の各自の家庭への復帰に關する千九百四十五年七月

第六條

(a) 連合國のすべての占領軍は、この條約の効力發生の後なるべくすみやかに、且つ、いかなる場合にもその後九十日以内に、日本國から撤退しなければならぬ。但し、この規定は、一又は二以上の連合國を一方とし、日本國を他方として双方の間に締結され、大若しくは締結される二國間若しくは多數國間の協定に基く、又はこの結果としての外軍軍隊の日本國の領域における駐屯、又は陸留を妨げるものではない。

(b) 日本國軍隊の各自の家庭への復帰に關する千九百四十五年七月

第六條

(a) 連合國のすべての占領軍は、この條約の効力發生の後なるべくすみやかに、且つ、いかなる場合にもその後九十日以内に、日本國から撤退しなければならぬ。但し、この規定は、一又は二以上の連合國を一方とし、日本國を他方として双方の間に締結され、大若しくは締結される二國間若しくは多數國間の協定に基く、又はこの結果としての外軍軍隊の日本國の領域における駐屯、又は陸留を妨げるものではない。

(b) 日本國軍隊の各自の家庭への復帰に關する千九百四十五年七月

第六條

(a) 連合國のすべての占領軍は、この條約の効力發生の後なるべくすみやかに、且つ、いかなる場合にもその後九十日以内に、日本國から撤退しなければならぬ。但し、この規定は、一又は二以上の連合國を一方とし、日本國を他方として双方の間に締結され、大若しくは締結される二國間若しくは多數國間の協定に基く、又はこの結果としての外軍軍隊の日本國の領域における駐屯、又は陸留を妨げるものではない。

(b) 日本國軍隊の各自の家庭への復帰に關する千九百四十五年七月

第六條

(a) 連合國のすべての占領軍は、この條約の効力發生の後なるべくすみやかに、且つ、いかなる場合にもその後九十日以内に、日本國から撤退しなければならぬ。但し、この規定は、一又は二以上の連合國を一方とし、日本國を他方として双方の間に締結され、大若しくは締結される二國間若しくは多數國間の協定に基く、又はこの結果としての外軍軍隊の日本國の領域における駐屯、又は陸留を妨げるものではない。

(b) 日本國軍隊の各自の家庭への復帰に關する千九百四十五年七月

又は協定が戦争の発生の時又はその時以後日本国又は当該連合国の国内法によつて廃棄され又は停止されたかどうかを問はず、これらの条約及び協定の実施によりその日以後日本国において生じ、又は戦争がなかつたならば生ずるはずであつた権利を承認する。

(ii) 権利者による申請を必要とすることなく、且つ、いかなる手数料の支払又は他のいかなる手続もすることなく、千九百四十一年十二月七日から日本国と当該連合国との間にこの条約が効力を生ずるまでの期間は、これらの権利の通常期間から除算し、また、日本国において翻訳権を取得するために文学的著作物が日本国に翻訳されるべき期間からは、六箇月の期間を追加して除算しなければならない。

第十六条

日本国の捕虜であつた間に不当な苦難を被つた連合国軍隊の構成員に償いをする願望の表現として、日本国は、戦争中中立であつた国にある又は連合国のいづれかと戦争していた国にある日本国及びその国民の資産又は、日本国が選択するときは、これらの資産と等価のものを赤十字国際委員会に引き渡すものとし、同委員会は、これらの資産を清算し、且つ、その結果生ずる資金を、同委員会が衡平であると決定する基礎において、捕虜であつた者及びその家族のために、適当な国内機関に対して分配しなければならない。この条約の第十四条(a)(ii)から(v)までに掲げる種類の資産は、条約の最初の効力発生の時に日本国に居住しない日本の自然人の資産と

もに、引渡しから除外する。またこの条の引渡規定は、日本国の金融機関が現に所有する一万九千七百七十株の国際決済銀行の株式には適用がないものと了解する。

第十七条

(a) いずれかの連合国の要請があつたときは、日本国政府は、当該連合国の国民の所有権に關係のある事件に関する日本国の捕虜審檢所の決定又は命令を國際法に従い再審査して修正し、且つ、行われた決定及び発せられた命令を含めて、これらの事件の記録を構成するすべての文書の写を提出しなければならない。この再審査又は修正の結果、返還すべきことが明らかになつた場合には、第十五条の規定を当該財産に適用する。

(b) 日本国政府は、いづれかの連合国の国民が原告又は被告として事件について充分な陳述ができなかつた訴訟手続において、千九百四十一年十二月七日から日本国と当該連合国との間にこの条約が効力を生ずるまでの期間に日本国の裁判所が行つた裁判を、当該国民が前記の効力発生の後一年以内いつでも適当な日本国の機関に再審査のため提出することができるようにするために、必要な措置をとらなければならない。日本国政府は、当該国民が前記の裁判の結果損害を受けた場合は、その者その裁判が行われる前の地位に回復するようにし、又はその者にそれぞれの事情の下において公正且つ衡平な救済が与えられるようにしなければならない。

第十八条

(a) 戦争状態の存在は、戦争状態の存在前に存在した債務及び契約（債務に関するものを含む）並びに戦争状態の存在前に取得された権利から生ずる金銭債務で、日本国政府若しくは国民が連合国の一国の政府若しくは国民に対して、又は連合国の一国の政府若しくは国民が日本国政府若しくは国民に対して負つているものを支払う義務に影響を及ぼさなかつたものと認める。戦争状態の存在は、また、戦争状態の存在前に財産の滅失若しくは損害又は身体傷害若しくは死亡に關して生じた請求権で、連合国の一国の政府が日本国政府に対して、又は日本国政府が連合国政府のいづれかに対して提起し又は再提起するもの当否を審議する義務に影響を及ぼすものとなしてはならない。この項の規定は、第十四条によつて与えられる権利を害するものではない。

(b) 日本国は、日本国の戦前の対外債務に関する責任と日本国が責任を負つた後に宣言された団体の債務に関する責任とを承認する。また、日本国は、これらの債務の支払再開に關して債権者とすみやかに交渉を開始し、他の戦前の請求権及び債務に關する交渉を促進し、且つ、これに於いて金額の支払を容易にする意圖を表明する。

第十九条

(a) 日本国は、戦争から生じ、又は戦争状態が存在したために行われた行動から生じた連合国及びその国民に対する日本国及びその

第十八輯 外事 第一章 平和条約及び万国条約（日本国との平和条約）

（輯一八二）

国民のすべての請求権を放棄し、且つ、この条約の効力発生の前に日本国領域におけるいづれかの連合国の軍隊又は当局の存在、職務遂行又は行動から生じたすべての請求権を放棄する。

(b) 前記の放棄は、千九百三十九年九月一日からこの条約の効力発生の間に日本国の船舶に關していづれかの連合国がとつた行動から生じた請求権並びに連合国の手中にある日本人捕虜及び被抑留者に關して生じた請求権及び債権が含まれる。但し、千九百四十五年九月一日以後いづれかの連合国が制定した法律で特に認められた日本人の請求権を含まない。

(c) 相互放棄を條件として、日本国政府は、また、政府間の請求権及び戦争中に受けた滅失又は損害に關する請求権を含むドイツ及びドイツ国民に対するすべての請求権（債権を含む）を日本国政府及び日本国民のために放棄する。但し、(a)千九百三十九年九月一日前に締結された契約及び取得された権利に關する請求権並びに(ハ)千九百四十五年九月二日後に日本国とドイツとの間の貿易及び金融の關係から生じた請求権を除く。この放棄は、この条約の第十六条及び第二十條に従つてとられる行動を害するものではない。

(d) 日本国は、占領期間中に占領当局の指令に基いて若しくはその結果として行われ、又は當時の日本国の法律によつて許可されたすべての作為又は不作為の効力を承認し、連合国民をこの作為又

第十八編 外事 第一章 平和条約及び万国条約 (日本国との平和条約)

は不作爲から生ずる民事又は刑事の責任に問ういかなる行動もと
らないものとする。

第二十條

日本国は、千九百四十五年のベルリン會議の議定書に基い
てドイツ財産を処分する権利を有する諸國が決定した又は決定す
るべきドイツ財産の処分を確定するために、すべての必要
な措置をとり、これらの財産の最終的処分が行われるまで、その保
存及び管理について責任を負うものとする。

第二十一條

この条約の第二十五條の規定にかかわらず、中略は、第十條及び
第十四條(2)の利益を受ける権利を有し、朝鮮は、この条約の第二
十條、第九條及び第十二條の利益を受ける権利を有する。

第六章 紛争の解決

第二十二條

この条約のいづれかの当事國が特別請求権裁判所への付託又は他
の合意された方法で解決されない条約の解釈又は実施に関する紛争
が生じたとき、紛争は、いづれかの紛争当事國の要請に
より、國際司法裁判所に決定のため付託しなければならない。
本國及びまだ國際司法裁判所規程の当事國でない連合國は、それ
がこの条約を批准する時に、且つ、千九百四十六年十月十五日の
國際連合安全保障理事會の決議に従つて、この案に掲げた性質をも
つすべての紛争に關して一般的に國際裁判所の管轄権を特別の合意
しに受諾する一般的宣言を同裁判所寄託に寄託するものとする。

第七章 最終事項

第二十三條

(a) この条約は、日本国を含めて、これに署名する國によつて批准
されなければならない。この条約は、批准書が日本国により、且
つ、主たる占領國としてのアメリカ合衆國を含めて、次の諸國
すなわちオーストラリア、カナダ、セイロン、フランス、インド
ネシア、オランダ、ニュー・ジブラルダ、パキスタン、フィリ
ピン、グレート・ブリテン及び北極アイルランド連合王國及びアメ
リカ合衆國の過半数により寄託された時に、その時に批准してい
るすべての國に關して効力を生ずる。この条約は、その後これを
批准する各國に關しては、その批准書の寄託の日に効力を生ず
る。

(b) この条約が日本國の批准書の寄託の日から九箇月以内に効力を
生じなかつたときは、これを批准した國は、日本國の批准書の寄
託の日及びこの条約の第二十三條(1)に基いて行われる通告をす
るまでの間に通告する。自國と日本國との間にこの条約の効力を生じさせ
ることができ。

第二十四條

すべての批准書は、アメリカ合衆國政府に寄託しなければなら
ない。同政府は、この寄託、第二十三條(1)に基いて行われる通告をす
るの日及びこの条約の第二十三條(1)に基いて行われる通告をす
るまでの間に通告する。

第二十五條

以上の証書として、下名の全權委員は、この条約に署名した。
千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で、ひとしく正
文である英語、フランス語及びスペイン語により、並びに日本語に
より作成した。

- アルゼンチンのために
イボリト・J・パス
- オーストラリアのために
バーン・C・スベンダー
- ベルギー王國のために
ポール・ヴァン・ゼラン
- シルヴェルタリヤのために
ボリヴァリアのために
ルイス・ガチナリヤ
- ブラジルのために
カルロス・マルティンス
- A・デ・メルロ・フランコ
- カンボディアのために
フレン
- カナダのために
レスター・B・ピアン
- R・W・メイヒュー
- セイロンのために

この条約の適用上、連合國とは、日本國と戦争していた國又は以
前に第二十三條に列記する國の領域の一部をなしていたものをもい
う。但し、各場合に当該國がこの条約に署名し且つこれを批准した
ことを条件とする。第二十一條の規定を留保して、この条約は、こ
こに定義された連合國の一國でないいづれかの國に對しても、いかな
る權利、権原又は利益も与えるものではない。また、日本國のいかな
る權利、権原又は利益も、この条約のいかなる規定によつても前
記のとおり定義された連合國の一國でない國のために被損され、又
は害されるものとみなしてはならない。

第二十六條

日本國は、千九百四十二年一月一日の連合國宣言に署名し若しく
は加入しており且つ日本國に對して戦争状態にある國又は以前に第
二十三條に列記する國の領域の一部をなしていた國で、この条約の
署名國でないものと、この条約に定めるところ同一の又は實質的
に同一の條件で二國間の平和条約を締結する用意を有すべきものと
する。但し、この日本國の義務は、この条約の効力発生の後
三年で満了する。日本國が、いづれかの國との間で、この条約で定
めるところよりも大きな利益をその國に与える平和処理又は戦争請
求権処理を行ったときは、これと同一の利益は、この条約の当事國
にも及ぼされなければならない。

第二十七條

この条約は、アメリカ合衆國政府の記録に寄託する。同政府は、
その認証本を各署名國に交付する。

第十八編 外事 第一章 平和条約及び万国条約 (日本国との平和条約)

講和条約発効前の米軍使用土地等の
損失補償問題に対する大蔵省の見解

講和条約発効前の米軍使用による土地等の損失補償問題について
第一 本件と平和条約第十九条との関係

平和条約第十九条(A)、項の「日本国領域」に沖縄地域が含まれていると断定することはその根拠がない。
条約第十九条(A)、項を本件に適用して、沖縄住民の請求権及び日本政府の責任を論ずることは正確でない。
沖縄における第十九条の規定による請求権に相当する請求権は、日本国の分も日本国民の分も平和条約によ
って何等かの国際法上の決定がなされていると解することは正確でない。奄美については復帰協定によって初
めてこの点が明確にされたが、沖縄におけるものはこれと異なる状態にあるものである。

(1) 文理解釈による理由

対日平和条約第三条において、沖縄は日本の通常の施政権の及ぶ地域とも区別され、又第二条地域とも区別
され、国際法上全く新規特別の地域として規定されている。このことについては従来疑いのないところであ
る。従ってこれを従来の国際観念による日本国領域の表現によって表わされている所と同一視することは早
計である。

同条約において特に第三条地域を意識して表現する場合には、第四条(B)項における如く特に「第二条
及び第三条に掲げる地域」の表現を用いていることは注目すべきである。

次に対日平和条約にいう「日本国」、「日本国領域」等の地域観念の用例をすべて同条約を締結する直前のものと解することも、第一条(B)項、第四条(C)項等における用例を見れば正確でない。又、一応同条約に「日本国」又は「日本国領域」等の表現を以って規定している地域観念を、すべて条約締結前の日本の領域と解し第二条地域乃至第三条地域を含むものとして、更にこれに対して第一条乃至第三条を重複適用すべきであるという考え方にも、例えば次のような無理がある。

(4) 現在沖縄の海底電線の終点施設は沖縄の保有するところである。もしこの事実が、沖縄がその所有権を所有し、然もこれが条約上合理的な状態であるとするならばこれは第四条(C)項の適用によるものと解する外はない。

この場合、同条同項の「分離される領域」は第三地域をも予定しているものと解される。とすれば同条同項の「日本の終点施設」という場合の「日本」は、第三地域を含まないことの明瞭な認識のもとに用いられているものである。

(4) 講和発効後沖縄における占領軍占用施設が、九十日以内に日本政府に返還された事実は伝えられていない。

第六条(A)項、「日本国領域」に第三地域を含ませて考えた場合、第六条(C)項の適用に当って更に第三条を重複適用すれば日本政府の同地域における施政権の行使が排除されることになる結果日米両国政府相互の合意が事実上又は法律上不可能になることは認められる。然し乍ら、第六条(C)項は、占領軍占有施設は、「相互の合意によって別段の取極が行われぬ限り、前記の九十日以内に日本政府に返還しなければならない」と規定しているのであって、この規定を、同項の規定する合意が不可能な場

合には、合意がなくても九十日以内に返さず義務がない趣旨を表わすものとは読み難い。即ち、たとえ合意がなくても九十日以内に返還すべきものと解釈すべきである。(又、第三条に規定する米国の三権行使権をもって、第六条(C)項の返還義務が排除されたとみることも無理である。何となれば第三条の三権行使権は国際法の拘束のもとに行使されるべき通常の施政権であり、従って当然国際法上の義務には従うべきものである。然るに第六条(C)項の返還義務は条約の規定に基づく国際法上の義務であるからである。

又、もし第六条(C)項は、初めから間接軍政の行われた日本本土のことを規定したに止まると解するならば、積極的な根拠のない解釈ではあるが或は立案者の意思にはそうかも知れない。然し乍ら、それならば同時に同条(A)項の「日本の領域」にも第三地域を含まないものと解するのが自然の解釈であり、同じく立案者の意思にもさうであろう。従って又沖縄に於て安條条約が効力をもっていないにかかわらず、米軍が駐留しているについても第三条のみによって最も簡明に合理的に説明することができる。

(4) 今日まで日本は、沖縄にあった連合軍財産について返還のみならず補償をも求められたことがない。又この事実が条約に違反したものであるということも伝えられたことがない。

第十五条(A)項の「日本国」に沖縄が含まれると解した場合、第三条を重複適用することによって原物の返還が事実上又は法律上不可能になることは認められる。然し乍らいくら第三条を重複適用しても、第十五条(A)項の末段に規定する返還にかわる賠償義務が第三条の規定によって免除されるものとは読み難い。要するに第十五条(A)項の日本国は沖縄を含まないものと解する外は前記の事実を合理的なものとして解する方法がない。

(一) 平和条約第十九条の「日本国領域」に第三地域を含ませることには、あとで(2)及び(3)に述べるような条
理上、理論上の矛盾を生ずる。同条同項の日本国民に朝鮮人を含ませることも同様である。
要するに、平和条約中における日本国乃至日本国領域の表現に現われた地域概念に第三地域を含ませる
解釈には普遍性がない。逆に第三地域を含まない解釈によれば、極めて無理のない円滑な普遍的統一解
釈によって現状が説明できる。

平和条約中の日本乃至日本国領域の表現に広狭二義の使い分けを認める普遍性のない解釈は、それぞれの
場合に解釈を使いわけに当って政策論を離れた明確な理論を必要とする。それであれば法律解釈として
は成り立たない。従ってこの様な解釈を行って、然も特に第十九条に限って第三地域を含ませようと考
えるためには明確な特別の論理的理由を必要とする。然るにこのような断定を必要とする論理的理由はな
い。従ってこの様な解釈は正確な法律解釈として成り立たない。
以上理由によって、第十九条(A)項の日本国領域には文理解釈上第三地域を含まないと解するのを相
当する。

(2) 条理解釈による理由

平和条約は当事国の理性的合意によるものである。従って第十九条において放棄の対象となるものは、当
時日本側においてその実体を認識し得べき範囲内のもので解せざるを得ない。然るに本件の如く終戦後の沖
縄における米軍の措置に起因する住民の請求権は、平和条約締結時にもまた現在にいたるも全くその要件を
欠くものである。故に条理上第十九条は沖縄に適用がない。

(3) 論理解釈による理由

対日平和条約と奄美復帰協定とを併せて合理的に解釈すれば、奄美復帰協定の第四条一項に対日平和条約
第十九条の規定と同趣旨の規定があり、然もその表現に若干の相違があるに拘わらず、対日平和条約の特別
法又は修正法である旨の文言がない。故に第十九条の規定は奄美に適用がなかったものと解すべく一方奄美
と沖縄とは平和条約第三条において同一の取扱いを受けているものであるから論理的にも第十九条は沖縄に
適用がない。

(4) 立法者意思による理由

なお平和条約及び奄美復帰協定の起草に当たった立法当事者の意思を顧みても、次の事実により第十九条は
沖縄に適用がなかった。

(イ) 第十九条の起草に当っては「日本国領域」の中に沖縄が含まれるという積極的な認識はなかった。

(ロ) 平和条約は早急の際に起草され、しかもその期間は占領中に属していた。従って「日本国領域」の表現
において連想されていたところは、昭和二十一年一月二十九日附司令部覚書所謂行政分限命令第三項にい
う所謂四主要島嶼を中心とする約一千の島嶼であった。故に北緯三十度以南の奄美及び沖縄は意識の外で
あった。

(ハ) 奄美の復帰に当り、同地域における占領軍に対する請求権の処理は、奄美復帰協定第四条一項によっ
て初めて合意確定されたものであるというのが両当事関係官の見解であり、この見解は現在もかわらな
い。第十九条によって一応処理済であったという認識は全然ない。

(ニ) 奄美復帰協定の締結にあつて、将来沖縄が復帰した場合は、奄美復帰協定第四条第一項に相当する規定
を必要とするものと謂う見解が、両当事関係官の一致した見解であつた。

2 前記一の所見により平和条約第十九条の項が沖繩に適用があると解することは正確でないが、仮に、平和条約の項の「日本国領域」に、特に沖繩地域が含まれているという主張に沿って考えた場合における同条項の解釈を明らかにするならば、

(1) まず、平和条約第十九条の項によって日本国が、連合国及びその国民に対する「日本国民」の請求権を放棄したということは、日本国民が連合国及びその国民に対して有する請求権を当該連合国が、その主権に基いて否認しても、日本政府としては当該連合国が、その主権に基いて否認しても、日本政府としては当該連合国に対してその否認についての国際法上の責任を問わない旨の約束をしたのに止まるものであって、日本政府が、沖繩住民に代ってその住民自身の請求権を放棄したという意志ではない。

(2) 日本国民が外国の主権の下にたつた場合、主権は絶対であるから日本国民自身としては一応これに従わなければならない。但し、その外国の主権が国際法上の規範に違反して行使された場合には、当該日本国民とは別に、日本国がその外国に対して国際法上の責任を問得るのは国際法上の原則である。日本国は十九条においてこの権限を相手国に対して国際法上放棄したものである。この権利は、日本国民の私権が相手国によって侵害された場合に、そのことを原因として発生するものである。

然し乍ら、日本国民に属する侵害された私権とは別のものである。この権利は国の権利であって、侵害された個人の権利ではない。この権利によって保護される利益は国自体の利益であって侵害された個人の権利ではない。侵害された国の利益は、国の立場から評価されるから、侵害された個人の主観的利益の評価とは必ずしも一致しない。この権利を国が行使するか否かについては、国が判断すべきものであって、当該個人の

判断によるものではない。

故に第十九条によって放棄される国の権利は、これを日本国民自身の権利と混同することは許されない。

(3) 平和条約第十九条の項の規定は、条約であるから国際法として効力をもつことは当然であるが、同時に平和条約は、条約として国会の議決を経たものである。この議決によって条約は国内法としての効力を持つものと解するのが従来からの政府の確定した見解である。従って平和条約は国内法としての効力をもっているものである。

従って平和条約第十九条の項も形式上国内法としての効力をもっている。然し乍ら第十九条の項も形式上国内法としての効力をもっている。然し乍ら第十九条の項は、その表現において日本国民ではなく日本国の請求権を放棄することを規定しているに止まり、日本国民の請求権が消滅することを規定しているものでもないし、日本政府が日本国民の請求権を採用することを規定しているものでもない。従って日本国民に対しても、日本国民の請求権に対しても何等の効果を及ぼすものでもない。

従って国内法としての第十九条の項の国内法上の効力には実質的内容はない。

(4) 第十九条の項の国内法上の効力によって日本国民の請求権が放棄されたものと解することは出来ない。次に平和条約第十九条の規定の国際法としての効力について考えれば、そもそも国際法上は、個人が権利義務の主体となり得ないと解するのが通説である。少数説は、個人が権利及び義務の主体になり得ることを主張しているが、何れも通説の論理的矛盾を指摘するものではない。少数説の一つである横田説によれば、「いったい個人と国際法の関係というようなことは法学的認識の問題である。与えられた法的事実を前にして、それを如何に理解し、説明するかという問題である。」という立場である。従ってこの少数説によって

は、第十九条によって日本人の個人の権利が放棄されている可能性があるか否かということは第十九条の解釈からは引出すことが出来ない。逆に第十九条によって個人の権利が放棄されたことが法的事実として認識され得た場合に初めて、その個人が国際法上の義務の主体として理解し得るというに止まる。次に田島説によって代表される最近の少数説は、個人の国際法上の権利義務の主体性を認めるに当っては、明文の条約の規定又は確定された国際慣習によって、明確に個人が国際法の直接の拘束を受けることを規定している場合に限っている。例えば、ベルサイユ平和条約第二九八条附屬書二項は、第九十条と同類の独逸国民の請求権放棄に関する規定であるが、条文明確に「独逸国又は独逸国民ハ・請求又ハ訴訟ヲ提起スルコト得ス」と規定しているから、この少数説に従えば、この規定によって独逸国民は請求権を失ったこととなる。然るに第十九条の規定は、「日本国は」という日本国を義務の主体とする表現を用いてから、この少数説によるとしても、ベルサイユ条約における独逸の場合と異なり、日本国民の請求権そのものが拘束を受けるものと解すべき余地は全くない。

(6) イタリアの平和条約第七六条第一項は、第十九条に対応する規定であるが唯単に「イタリア国は」言々と、イタリア国の主体性を誦う外に、「イタリア国民のために」請求権を放棄すると誦っている。多数説によれば、この規定も唯単にイタリア国の外交上の請求権を放棄するために必要な国内措置を採るべき旨の国際法上の義務を負うものと解せられる。又、最近の少数説によって、イタリア国民が国際法上の権利義務の主体たり得る立場をとつても、「イタリア国民のために」という表現をもって、イタリア国民が直接義務を負う表現として明文の規定があるものと解せられるか否かは疑問である。仮に、これを積極に解して、イタリア国民がこの条約によって直接その請求権を放棄せしめられたものと解した場合、わが第十九条には「日

本国又は日本国民のために」という表現がない。そこで類推解釈により日本国民もその請求権を放棄せしめられたものと解するか、反対解釈によって、日本国民はイタリア国民と異つてその請求権を放棄せしめられていないと解するかが問題となる如く見える。然しこの問題については、イタリア平和条約にはこの第七六条第一項の次の同条第二項において更に明瞭に第一項の解釈規定を設け、「この条の規定は、ここに掲げられている種類の一切の請求権を完全且つ最終的に打ち切る。この請求権は、利害関係者が何人であるかを問はず今後これを消滅させる。イタリア国政府は、イタリア国領域に在る同盟又は連合軍の軍隊に徴発に基づき必需品又は役務を提供した者に対し、及びイタリア国の領域において生じた同盟又は連合軍軍隊に対する戦いに因らない損害の賠償請求を充すため、リラ貨をもって衡平な補償をすることに同意する。」と規定していること及びこの二つの事項を規定した同条同項に相当する規定を、第十九条の起草に当つて意識的に削除したことによって、イタリア平和条約第七六条の類推によって対日平和条約第十九条を解釈する余地は全くない。従つて個人が国際法上の義務の主体たり得る場合があるとす少数説によつた場合においても、第十九条によって日本国民の権利義務が放棄されたと解する余地はない。この場合、対日平和条約第十九条においてイタリア平和条約第七六条第二項後段のイタリア国政府の補償義務を規定しなかったのみならず、同条同項前段の解釈規定をも規定しなかったことは、第十九条(6)項に「日本国民のために」の文句を挿入しなかつたこととともに、見逃すべからざる事実である。

(6) 第十九条の規定がある場合、日本国民自身の請求権は厳存する。然し乍ら、相手国によって如何に取扱われるかは、人権宣言等の原則に対する責任は別として、国際法上相手国の国内措置による自由裁量の問題である。

第二 本件に関し、日本政府は法理上補償の責任を負うものではない。

1 平和条第十九条との関係について考えるに、本来本件に同条を適用することは正確を欠くものと解せられるが、仮に平和条約第十九条の項にいう日本国領域に限り沖縄地域が含まれているという主張に沿って考えた場合においても、日本政府が十九条の項で放棄したのは、米国に対して自らの権利を行使する機能を放棄したのに止まり、沖縄住民に代って、その住民自身の請求権を放棄したものではないことは第一の二において明らかにしたところである。従って日本政府の行為によって沖縄住民の私権を収用したもので、移転したのもも消滅せしめたものでもない。

一方日本国憲法によれば政府が憲法上補償を行なうべき場合について、同法第二十九条第三項に「私有財産は、正当な補償の下にこれを公共のために用いることができる。」の規定がある。これは政府がその主権に基づいて国民の財産権そのものを収用し移転させ或いは消滅させた場合に、これに対して正当な補償を行なうべきことを規定したものである。故に本件について第十九条の項の適用を認める考え方にたつとしても第十九条の項の外国のに対する国の権利の放棄は日本国憲法第二十九条第三項の場合に該当しない。従って日本政府に損失補償を行なうべき憲法上の責任は発生していない。

2 第十九条の項を離れて、日本国憲法の規定に基づく日本政府の補償責任を考えた場合においても、日本政府が補償責任を負うためには、日本政府による適法な行為によって沖縄における私権が侵害された事実がなければならぬ。然るに日本政府は終戦以来今日迄沖縄において如何なる施政上の権限も責任も認められていなかったのである。この点は内地と根本的に異なるところである。故に法律上日本政府には内地において負担したような補償責任は

3 日本憲法第二十九条第一項は「財産権は、これを侵してはならない」と規定している。この規定は元來国の補償責任とは関係のない規定にあるが、この規定との関係においても、本件につき第十九条の項の規定の適用を認める考え方にたつた場合、政府が放棄したのは国自身の国際法上の権利であつて私権たる日本国民の財産権そのものではないのであるから、第十九条の項の措置は日本国憲法第二十九条第一項の場合に該当するものではない。

第三 沖縄住民は、現在米国に対し請求権を失っていない。

1 本件につき、平和条約第十九条を適用すること、正確を欠くものであることは、上述したところであるが、仮りに平和条約第十九条の項にいう日本国領域に限り、沖縄地域が含まれているという主張に沿って考えた場合においても、第十九条の項の規定により、日本国が連合国及びその国民に対する日本国民の請求権を放棄することを承認したことは、日本国民が連合国及びその国民に対して有する請求権を当該連合国が当該連合国内法上否認しても日本国政府としては、国際法上、当該連合国に対し、その否認について責任を問うことはな

意味するに止まるのである。

2 日本政府は、平和条約第十九条の項によりその自ら有する請求権を放棄したことは、いうまでもないが同条は、前述の如く、日本国民の請求権が消滅することを規定しているものでもないし日本政府が日本国民の請求権を収用することを規定するものでもない。従って、同条は日本国民の請求権に対して何等の効果を及ぼすものでもない。従って沖縄住民自身の請求権は、かりに沖縄について平和条約第十九条の項の適用があったとしても、今日において蔽存するものである。この見解は、昭和三十年六月米下院軍事委員会におけるマークト少将の証言、昭和三十一年四月ブライス勅告の見解及び昭和三十一年八月琉球政府主席宛民政政府副長官の回

答に示された見解と完全に対立の形となっているが、然しながら、これら米側の見解は、まだ米國務省及び下院軍事委員会の見解に止まり、米國防省、米法務省又はこれ等を綜合した米國の見解ではない。昭和二十七年四月三十日付極東軍司令部宛琉球軍司令官宛指令においては、ガリオア物資売上から生ずる資金を繰り入れる見返資金の設定を指令し、その用途のうちに昭和二十五年七月一日以前米國の使用せる民有財産の各使用料の支払を含むべきことを指令している事実がある。ただし、この見返資金は今日までこの目的のためには支出されていない。

4 昭和二十八年三月二十三日付琉球民政府布告一〇五号は、昭和二十五年七月一日から昭和二十七年四月二十七日までの借地料の支払を規定し、この支払は現実に実施され、総額一、二五、三五六、〇四六円八〇銭（B号円）が琉球政府に供託された。昭和二十七年六月三日の軍民協議会において使用開始時の地価の年六％を建前とするものである旨明らかにされている。

5 昭和二十八年十二月二十四日付奄美復帰協定第四條一項は奄美群島につき平和條約第十九條（A）項と同趣旨の規定を設けると共に大蔵省の要望に基づき「但し、前記の放棄には、一九五四年九月二日以後制定されたアメリカ合衆國の法令又は南西諸島の現地法令で特に認められた日本人の請求権の放棄を含まない。」の文言がワシントンの回訓をまつて無条件に押入されている。

6 在米一世は米市民権を持たず明瞭に第十九條（A）項前段の適用をうけるものであるが、その請求権は徐々に承認されている。

第四 米國政府は、法律上及び行政上支払の責任がある。

1 米國は占領中も講和後も沖縄の領域及び住民に対する施政権者として、住民の福祉を維持向上する責任がある。

2 米國憲法修正第五條は、「何人も正当なる補償なくしてその私有財産を公共の使用に供せられることなし。」同第十四條は、「いづれの州も法律の定める正規の手續によらずして何人に対しても生命、自由または財産を奪うことをせず。」と規定している。

3 終戦後の軍事占領期間中と雖も住民の私有財産を侵害すべからざることは、ヘーグの陸戦法規の規定するところである。即ち同法規第四十六條第二項は、「私有財産は、これを没取することを得ず。」同第四十三條は、「國の権力が事実上占領者の手に移りたる上は占領者は絶対的の支障なき限り占領地の現行法律を尊重して成るべく公共の秩序及生活を回復確保するため施し得べき一切の手段を尽すべし」と規定する。同條件は今次大戦に際してはたまたまその形式的効力をもたなかったが、この原則は國際法上の原則として否定されるものではない。

事実ブライズ勅告においても米占領軍はヘーグの陸戦法規に従って占領を行なう方針であったことは認められているから、沖縄住民の請求権が初めからなかったものと主張しているとは認められる節はない。

4 平和條約第十九條（A）項との関係については、仮に同條同項が本件に適用されるといふ主張に沿って考えた場合においても、同條で放棄したのは日本政府が日本政府に属する外交上の権利を米國に対して行使する権能を放棄したに止まり、沖縄住民が沖縄住民に属する請求権を米國政府に対して行使することについては、何等の効果を及ぼすものではない。従って沖縄住民自身は自らの請求権を行使する上において、平和條約第十九條が施行される以前と以後とにおいて何等の異なる地位にたっているものではない。これを処理することは米國の統治権の範囲内の問題であり、國際法上米國が自らの責任において処理し得るものであるから全く米國の責任に

属する問題である。

5 前記一乃至四の事情に基づいて沖縄住民に対し、本件に關して適当な解決を与えることは米政府の内府上の責任であると同時にヘーグの陸戦法規、人權宣言及び国連憲章等（国連憲章）第十一章及び第十二章の非自治地域及び信託統治地域における統治權に關する規定）に示された一般的に承認された私權の取扱に關する主權の行使に關する國際的原則に基づく國際的責任である。この責任は國際法の意味を広く解するならば、殆んど國際上の責任とも稱し得るものである。

講和發行後も第十九条の項によつては沖縄住民の請求權は、消滅してない以上沖縄住民がその請求權に基づいて今日主張している金額は、その内容において妥當なものであるか否かは日本政府としては調査の方法がないから確認することが出来ないが若しそれが内容において穩當なものであれば、これに対して支払いに應ずることは米政府の法律上の責任である。

日本政府より見舞金十億円支出さる

日本政府で陳情書が受理され、国会において請願が採択されたとはいへ、國際條約に關連する困難な問題であるだけに、土地連合会の關係者としてはなお、一抹の不安があり、またその間、美里村花区より出された解放地区の復元補償要求が、米軍から、講和前の補償要求には応じられないと拒否されるなどの事例もあつて、日本政府への請願を更に強力に推進することになり、土地連合会長と市町村長会長の連署をもつて再び、損失補償方についての請願書を国会ならびに政府に提出した。これに対し自民党沖縄問題特別委員会では、この問題について、講和前の損害補償については政府をして強力に対米折衝等を行なわしめる必要があるか、沖縄住民の目下の窮状は、対米折衝を待つことは許されない実状にあるので、差し当り見舞金として五〇億円程度を立替支給する措置を政府にとらしめる、という方針を決めた。

日本政府においては前項に掲げた通り、沖縄の講和発効前の補償問題について、法的に米政府に補償の義務ありと断定できないながらも、ややそれに近い見解をとり、日本政府が補償の責任を負うべきでないとの解釈で推し進めてきたが、国会での請願採択もあり、道義上も沖縄住民の窮状を無視するわけにいかないとの配慮から、法的な問題は將來決定するとして、一定額の見舞金を支出するという方針を決め、特別措置による補正予算の検討を始めた。それによつて、昭和三十三年三月十八日衆議院予算委員会に、一般会計予算補正第二号として「沖縄関係特別措置費、一億円」の新規計上が提案された。これに対し社会党から三〇億円の組みかえが要求されたが、結局、同月二十二日、昭和三十一年度一般会計予算補正第二号が成立し、沖縄住民へ対する見舞金一億円（内、一億円は外地引揚困難窮者及び元沖縄県吏員恩給規則該当事者に対する特別支出金）が支出されるこ

復帰前米軍による借料補償(新規提供中向漁業)支払に関する布告布令

布令布告名	発布年月日	補償等対象項目	備考
民政府布令第105号	1950(昭28)3.28	土地賃借料	対象期間(以下同じ) 昭25.7.1~昭27.4.27
" 布告第26号	1950(昭28)12.5	土地賃借料、地上物件損害補償(米軍保管資料)	昭27.4.28~昭30.6.30
" 布告第10号	1956(昭31)7.10 1950(昭28)12.5	土地賃借料、地上物件損害補償	昭30.7.1~昭34.6.30
高等弁務官布令第20号	1959(昭34)2.12 1.26	土地賃借料、地上物件撤去補償(才1項a) 復元補償(才1項a)	昭34.7.1~昭37.5.14
" 布令第60号	1967(昭42)1.10 7.1	土地賃借料、復元補償、木利補償、人身傷害及び死亡、立毛、薪炭枝、建物使用料、建物破壊、井戸、墓、溜池、石垣、貯水タンク、滅失地補償、沿岸漁業、建物移転費、残地補償、不法行為、以上2項目	昭20.8.15~昭27.4.27 但し、①土地賃借料は昭22.1.1~昭25.6.30の間(昭20.8.15~昭21.12.31の間)地元代表が放棄した。 ②昭25.7.1~昭27.4.27分土地賃借料の追加払。 ③漁業を含めた補償関係は昭20.8.15~昭27.4.27の間

I. 対米請求権を放棄したに よって生ずる 国 の 責任 / 請求権放棄の根拠

沖縄において米軍の行方上より生じた被害は明らかである。諸島の前後に
肉づき、すべし返還協定によつて放棄したとす。見解があるが、

従来から、政府の解釈は、わが国が平和条約第19条100項に
よつて放棄した請求権の中には、沖縄の住民に関するものを含む。

したがつて、平和条約発効前に生じた被害は平和条約によつて
放棄され、返還協定4条1項の対象となるのは、平和条約発

効後、復帰前の期間において生じた請求権であるとする
(現時義における論議としては、平和条約あるいは返還協定のいずれによ

り放棄したかについては、本質に關する問題は無いと思われぬ。)

2. 請求権の放棄は 3. 1. 2.

(1) 日本国は、平和条約第19条100項において、連合国及びその国民に対す日本国及び

日本国民の請求権を放棄した。 20. 規定によつて

イ 日本国の請求権を放棄したものは、大蔵省見解は、要旨次。おし

きつていふが、この見解は、おし

「日本国民が外国の主権の下で在る場合、この外国の主権が国際法上の規範と違反

した行為に於ては、多額日本国民を別として、日本国が他の外国に於ける国際法上の
責任を内づき、この国際法上の原則である。日本国は、平和条約第19条100項によつ

て、他国に於ける日本国民に對する責任を放棄したものである。 2. 9. 2. 1. 1. 日本国民の請求
権に對する他国に於ける責任を放棄したものである。 2. 9. 2. 1. 1. 日本国民の請求

権に對する他国に於ける責任を放棄したものである。 2. 9. 2. 1. 1. 日本国民の請求
権に對する他国に於ける責任を放棄したものである。 2. 9. 2. 1. 1. 日本国民の請求

○○○○

国の行使するべきにして、国の判断に任ずべきにして、当該加入の判断に於ては、

故に第19条におて放棄される国の扱別は、これを日本国に自身。扱利を混同するに非ずとす。 (見解第一、2A)

口(1) 日本国民の請求権を放棄したるに於ては、外務省見解に、日本国民の対米 私人たる日本国民。相手国 (米國) 国内法上の請求権が 相手国 (米國) 及

団体措置上の否認たるに非ざれば、如何にせよ、これを相手国同國學法上の責任を追究するに非ざるに在り。 (見解第一、2)

口(2) 日本政府が中絶委任に代りて其の住民自身に請求権を放棄したるに於ては、(見解第一、2 (D))

(D) 是は外交保護権に關しては、外交保護権を行使するが如きは、國の裁量に由るものとす。國は外交保護権を行使する法の義務があるものとす。これに於て

國が外交保護権を行使して之を履行する義務を負はねばならぬとす。以上口(1)及び(2)に於ては、平和條約第19条(4)項。請求権を放棄せしむるの條は、

日本國民自身の請求権が撤消するに規定しては、同條は日本國民自身の請求権に於ては、其の影響を及ぼさぬものとす。

(2) 以上を以て、以上の論旨に於ては、次の如き要領に於ては、之を認めざるべし。即ち、この如き論旨に於ては、

1. 外交保護権の放棄に由りて、
(A) 請求権の放棄は、外交保護権の放棄に於て、住民自身に請求権を行使するに非ざるべし。即ち、之を解散するに非ざるべし。即ち、之を解散するに非ざるべし。即ち、之を解散するに非ざるべし。

見解に、この如き論旨に於ては、 昭和30年6月、米下院軍事委員会に於ては、昭和30年4月、70312新造の見解及び昭和30年8月

琉球政府主席宛 日本政府副大臣 宛答に在りて 是解に完全に成立の形と爲りたる
 かに 然しなから 此は 米國側の 見解也。 亦て 米國政府 及び 下院軍事委員会 是
 解に上り、 米國防省、 米法務省 又は 此等と 結合して 米國の 見解に於て、
 (見解 第一) と 述べたるが、 其の 後 日本政府の 見解と 一致する 結合的
 見解 ありて いる が 此の 事。

此 米國の 依然として 日本政府と 対立して 見解と 爲り、 平和条約 才 19 番

(四) 項に於て、 住民自身に 請求権の 権限に 在りては 見解と 爲りて いる と 述べ、
 日本側 にも 此の 住民自身に 請求権に 権限に 在りて いる と 更に 述べ 然し 此の
 事 此の 是か 否か、 又、 法律 的 には、 兩國の 見解、 相違 して 如し 之を
 其の 是と 爲りて あり。

(D) 請求権放棄の 規定に 外交保護権の 放棄 がある と 是に 對して、 仲條 廷選 協定
 中 第一 項と 平和条約 中 全く 同様の 解釈 出来る と 思はれるが、 廷選 協定 中 第二 項

には 特定 した 小國に 保護権を 與へたる、 今亦この 解釈 あり 之に 對し 住民自身に 請求
 権 第一 項に 於て 放棄 せしむる こと、 中 第二 項に 對し 保護 せしむる こと 外交保護 権に
 對して 何の 解釋 にも 在りて 是 不 可。 此の 事 廷選 協定 中 第二 項 後 段 には
 之を 留保 した 請求 権に 對し 解釋 出来る 事 是 不可、 請求 権の 實現 あり たり
 する こと 是 不可、 中 第二 項 には 住民の 請求 権 自身に 對し (此の 事 條 1
 項に 放棄 した、 住民の 請求 権 自身) と あり、 之を 是 不可 と思はれる こと 是 不可

(八) 外交保護権の 行使 相同。 或る 請求 権 がある こと、 何れ なる こと にも 同 如
 此の 判斷 の上 外交保護 権の 行使 には 協會 と 條約 にも 關係 なく、 包括 的に
 放棄 する 協會 と 全く 同様 にして あり。

D 外交保護 権の 対象 と する 請求 権 にも 同 如

(1) 外交保護 権を 放棄 する こと、 外務省 見解 にも あり、 亦 此の こと、 私人 たる 日本 國民の

相手国(本国)国内法上の請求が相手国(本国)の国内措置による否認されることがある。この場合、これは、相手国国際法上の責任を及ぼすことではない。むしろ、相手国が「外国人による本国国民の相手国(本国)国内法上の請求を拒む」実質的な同一性を握るのか大蔵省見解は、米国の政治、法律上及び行政上支拂の責任があるとし、排他性があるとし、(見解相違)

① 米国の管轄中遷移後も沖縄の領域及び住民に対する施政権を行使し、住民の福祉を維持向上する責任がある。

② 米国民権修正条約第14条「何人も正當なる補償なくしてその私有財産を公共の使用に供せざらざることなし」とし、同州憲法、その州の州法、自由財産の権利を行使し、何人に社比も生命、自由、財産、財産を奪うことなし」と規定している。

③ 終戦後の軍占領期間中に難民も住民も私有財産を侵奪されたことは、一時的な陸軍性規則の制定によるもので、……同条約は今次大戦に際しては特殊な形の形勢的効力を示すものから、この原則は国際法上の原則として適用されるべきである、……

これは米国民権修正条約第14条「何人も正當なる補償なくしてその私有財産を公共の使用に供せざらざることなし」とし、同州憲法、その州の州法、自由財産の権利を行使し、何人に社比も生命、自由、財産、財産を奪うことなし」と規定している。

(四) 米国民権修正条約第14条「何人も正當なる補償なくしてその私有財産を公共の使用に供せざらざることなし」とし、同州憲法、その州の州法、自由財産の権利を行使し、何人に社比も生命、自由、財産、財産を奪うことなし」と規定している。

これは米国民権修正条約第14条「何人も正當なる補償なくしてその私有財産を公共の使用に供せざらざることなし」とし、同州憲法、その州の州法、自由財産の権利を行使し、何人に社比も生命、自由、財産、財産を奪うことなし」と規定している。

これは米国民権修正条約第14条「何人も正當なる補償なくしてその私有財産を公共の使用に供せざらざることなし」とし、同州憲法、その州の州法、自由財産の権利を行使し、何人に社比も生命、自由、財産、財産を奪うことなし」と規定している。

これは米国民権修正条約第14条「何人も正當なる補償なくしてその私有財産を公共の使用に供せざらざることなし」とし、同州憲法、その州の州法、自由財産の権利を行使し、何人に社比も生命、自由、財産、財産を奪うことなし」と規定している。

これは米国民権修正条約第14条「何人も正當なる補償なくしてその私有財産を公共の使用に供せざらざることなし」とし、同州憲法、その州の州法、自由財産の権利を行使し、何人に社比も生命、自由、財産、財産を奪うことなし」と規定している。

として、米国内法上の請求権ありとすとのべは、また、此のほかに米国内法上の請求権を根拠とすとのべがあるか、また、終戦条約(29)の場合に、戦時中経済法に於ける米軍の押収物を没収する(29)は、この(1)に、相手国内法上の請求権を、単に claim をするに過ぎない。あるべきは、定かでない。すなわち、説は、否である。

(1) 相手国内法上の請求権を、単に claim をするに過ぎない。あるべきは、定かでない。すなわち、説は、否である。

しかし、もし、このように、国内法上の請求権を、その限り、限定し、水たれ、では、国内法上の請求権を、この意義は、あると意味するに、

と、単に「日本国民の請求が、相手にも、認められるべきである」というのと、同じに、あると認めるか、どうも理解できない。

このように、解決すると、相手国におき、否認されるという場合の中、は、相手国に請求したならば、相手国の法に照して、妥当な請求として認められることになる。

へ、これが、否認されるという場合と、相手国に請求するが、これは、整理して、あると、否認されるも、当然、そのほか、含まれることになり、問題とされている。

扱は、このように、この限り、やはり、(1)(2)の、扱は、公法上の、認められるべきであり、以上(1)～(2)を、通して、検討して、この請求権は、請求権の放棄は、外交保護権の放棄に過ぎず、外交保護権を行使するに、この場合は、政府の、裁量行為であるという見解を、これに、法的には、意味がある。と、思われる。これは、正しい。

しかし、もし、請求権の放棄が、その場合に、たゞ、日本政府として、相手国の国際法上の、責任を追及したならば、これは、請求権の放棄を、放棄とす、外交保護権を行使するに、この場合は、政府の、裁量行為であるという見解を、これに、法的には、意味がある。と、思われる。これは、正しい。

したがって、このように、この限り、やはり、(1)(2)の、扱は、公法上の、認められるべきであり、以上(1)～(2)を、通して、検討して、この請求権は、請求権の放棄は、外交保護権の放棄に過ぎず、外交保護権を行使するに、この場合は、政府の、裁量行為であるという見解を、これに、法的には、意味がある。と、思われる。これは、正しい。

したがって、このように、この限り、やはり、(1)(2)の、扱は、公法上の、認められるべきであり、以上(1)～(2)を、通して、検討して、この請求権は、請求権の放棄は、外交保護権の放棄に過ぎず、外交保護権を行使するに、この場合は、政府の、裁量行為であるという見解を、これに、法的には、意味がある。と、思われる。これは、正しい。

したがって、このように、この限り、やはり、(1)(2)の、扱は、公法上の、認められるべきであり、以上(1)～(2)を、通して、検討して、この請求権は、請求権の放棄は、外交保護権の放棄に過ぎず、外交保護権を行使するに、この場合は、政府の、裁量行為であるという見解を、これに、法的には、意味がある。と、思われる。これは、正しい。

したがって、このように、この限り、やはり、(1)(2)の、扱は、公法上の、認められるべきであり、以上(1)～(2)を、通して、検討して、この請求権は、請求権の放棄は、外交保護権の放棄に過ぎず、外交保護権を行使するに、この場合は、政府の、裁量行為であるという見解を、これに、法的には、意味がある。と、思われる。これは、正しい。

これに示す之に、安易な政治的・行政的措施があるか否を模索するもの
ある以上、之をまじり検討せしむべき必要と考へる。

3 之に、条約による対米請求権の放棄が憲法上の各了項に該当するといふ主張がある。論旨は、冲縄返還実現による公共目的達成のたゞに冲縄
卑民の対米請求権が放棄されたらあり、政府による対米請求権の放棄は、憲法上の各了項に該当し、之は“公用収用”の一種に与するに

解すべきであるとし、また、かりに嚴密にいへば“公用収用”に該当しなからしむる憲法上の各了項は、之の場合に類推適用せしむべきなりと

考へするが、
（2）主張は、返還協定に放棄せられたら、之が争であるが、平和条約に

放棄せられたら、之の場合に、之も、譲渡と見做される公共目的達成のたゞに、
之を、この主張は可能と考へる。）

之に關連しては、在外資産接收内閣に關しては、之があるが、「審判會
答申」で「カタジ裁判判決」が、因に、憲法上の各了項との關係に

ついて、之は、之の對する見解を述べた。之は、之の理由
として、最高裁は「平和条約は、之が國の主權が回復せられたる

かゝるものが、正に、同条約の成立に於て、之は、之の特殊事例
のたゞ、之は、之の結果として、之は、之を得ない場合には

憲法上の特殊事例の問題を解決するに、之は、之のたゞ、之は、
資産の賠償への責任による損害のたゞ、之は、之のたゞ、之は、之のたゞ、

之は、之に對する補償は、憲法上の全く予想しなからしむるべきで
ある、之は、之のたゞ、之は、之のたゞ、之は、之のたゞ、之は、之のたゞ、

かゝる在外財産を喪失せられた國民に對し、平和条約の

係に神像奉還がなされた。国内的には慶應で毎3229規定
の趣旨に照らし、右支那神像を正すべき責務は有するとの
と云ふ事なれば「さうさし」これ、尤も神像は国内で法律
が制定されて「さうさし」具体的な神像清束は去らざる

と、結論的には請求を否定し、この場合には「平
和条約 14条 (a) (2) の規定」により、在外資産が賠償上充
ふべきとみるべきかという事が一つの論点となつて居り、言及が
たつ場合、全く同様の論点によつて内閣は有るが、この

にせよ、諸国家に於ては「さうさし」を認むべきか
（否か、慶應の肉保）平和条約が特種要約を担保下で締結
したことを理由とするれば、諸国家の被害に於ける諸国家の
放棄が平和条約によるものか、冲能通過協定によるものか
論議が実益をたつてなされた。

II 条約と露米の日本政府が負すべき責任があるか

I 露法29条3項との関係
露法29条3項は、政府がその主権の基に國民の財物を収用、移
動、消滅した場合に、これに對して正當な神像を行はべきことを規定し
たものがあるから、米軍の接收によるに生じた損害に對して日本政府
にこの規定から責任ありということはできないと解すべきか
（これは根本的には、復讐前の冲能に日本國露法の効力が
及ぶかという論議がある。）

2 沖縄が本土と切離され、米国の長期統治下に下され、本土と異別
 の取扱ひがなされたと云ふものさうか、日本政府による太平洋
 戦争の遂行に沖縄戦に敗れ、米軍に直接軍事占領された
 ことにあるのであり、それは政府は平和条約の中事によつて沖

縄地域に、沖縄県民を米国の施政権下に委ねられたのであり、
 此からはいよいよ日本政府の行状に憂國するものがあつた。
 かく、このことから、國に補償する法的責任があるといふ主張が
 あるが、これと、現在を定するにすれば、その理由は、吾に

- (1) 上記は、國の統治権の作用であるに非ざる。
- (2) 上記の如き現象は、國民が善く受忍すべきである。

(この場合、沖縄住民が他の國民とくらべて、これに著しい被害
 を受けるという可憐をいふ事があるか)

- (3) 戦敗國として、加ふる支那の事情がある。